

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 概要

(1) 改正の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）の規定を整備する。

(2) 改正の内容

- 改正法第11条による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）において、組合員又はその被扶養者が、法第57条第1項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるとき、当該組合員は、地方公務員共済組合に対し、当該状況にある組合員又はその被扶養者に係る情報を記載した書面又は当該情報を電磁的方法により提供するもの（以下「資格確認書」という。）の交付又は提供を求めることができるとされたことに伴い資格確認書の申請方法及び記載事項等を定めるとともに、組合員証等に係る規定の削除や組合員の資格に係る情報の通知に係る規定の新設等、所要の規定の整備を行う。
- また、本命令の施行の際現に交付されている組合員証等については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする等、所要の経過措置を設ける。

2. 公布日等

公布日：令和6年11月29日

施行日：令和6年12月2日